

家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成20年7月4日(金)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 太田 敏子

東京家庭裁判所家事調停委員 中村 智

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉原 正夫

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒井 史男

関東医療少年院長 大橋 秀夫

千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤 弘子

東京保護観察所首席保護観察官 西瀬戸 伸子

東京地方検察庁刑事部長 水野谷 幸夫

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

元共同通信社編集局編集委員 野村 満利

NHK放送文化研究所メディア研究部長 原 由美子

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 鬼丸 かおる

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤 潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下 正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 門口 正人

東京家庭裁判所家事部所長代行者 秋武 憲一

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八木 正一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	樋口昇
東京家庭裁判所家事首席書記官	大谷保
東京家庭裁判所少年首席書記官	羽山秀樹
東京家庭裁判所事務局長	杉原隆治
東京家庭裁判所事務局総務課長	岡下直樹
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	宮手篤

(7) 説明者

東京家庭裁判所裁判官	品川英基
東京家庭裁判所家庭裁判所調査官	林詩子
東京家庭裁判所家事調停委員	井上和子

4 議事

(1) 新委員あいさつ（水野谷委員，秋武委員）

(2) 家事調停事件の概要等①

（裁判所委員）

ア 家事調停制度について

家事調停制度とは，裁判とは違う制度であり，家事事件において当事者の合意によって紛争を解決するものである。

日本の調停制度は，大正11年に借地借家調停法が施行されたことにより始まり，家事調停の制度は，戦後家庭裁判所ができ，昭和23年に家事審判法が施行されたことによって導入された。

また，昭和14年には人事調停法が施行されたが，これは，戦争が始まって多くの男性が出征したことから，いろいろな問題が出て，家庭の問題についても調停を行うようになったものであり，併せて，女性が調停委員として活躍するようになったもので，時代背景の点からも非常に重要な法律であったといえる。

イ 家事調停事件の進行

まず、調停が始まるためには、裁判所に申立てがされる必要がある。東京家庭裁判所の1階では申立てに当たって家事手続案内を行っており、家庭の問題を抱えている人に対して手続について案内を行い、無料で申立書のひな型を配布して申立てをしてもらっている。弁護士等の代理人が付いていない場合にはどのような書き方をしたらいいのかという質問もあるので、書き方の説明もしている。なお、調停申立ての手数料は1200円である。同じ離婚を裁判で求めるとなると1万3000円必要であるから、10分の1以下の費用で調停の申立てができることになる。

調停の申立てがされると、原則として、1か月以内の日を第1回期日として指定するとともに、通常2人の家事調停委員を指定する。担当裁判官（家事審判官）と家事調停委員とで調停委員会を構成し、調停を行うが、裁判官は、多数の事件を担当しており、調停を午前と午後にそれぞれ12、3件ほど同時並行で担当しているため、全部の調停に立ち会うことはできない。そこで、調停委員会では、あらかじめ裁判官と調停委員で事件の進行について打合せを行い、これに基づき調停委員が実際の調停を進行することが多い。また、調停の途中で問題があれば、直ちに裁判官と打合せを行い、当日の調停終了後においても、次回以降の進行についての打合せを行うなどしている。このような打合せを評議というが、このように評議を充実させることによって、裁判官が常時調停に立ち会えない分を補っている。

調停は、調停委員が調停を申し立てた人からどのようなことが問題なのかについて事情を聞いた上で、裁判官と評議をしてどのような方向で話し合いを行い、調整していくかを決め、必要に応じて解決方法についての調停委員会案を提案する。そして、両当事者が解決案について納得すれば調停が成立することになる。話し合いによる解決ではあるが、調停が成立すると、厳格な裁判手続における確定判決や確定した審判と同じ効力を有する。したがっ

て、相手が履行しないときには、判決等と同様に強制執行ができるが、それに加えて、家庭裁判所調査官が義務者に「調停で合意したことを守っていないようだが、どうなっていますか。」などと義務の履行を勧告する履行勧告という制度もあり、裁判手続よりもケアが深いという面がある。

調停が成立しなかった場合には、話し合いでは解決できなかったため、裁判や審判で解決を図ることになる。人事に関する裁判は、従前は地方裁判所で行っていたが、平成16年4月から家庭裁判所で行うこととなった。

なお、裁判の手数料は1万3000円であるが、調停が不成立になって2週間以内に訴えを申し立てた場合は、調停の手数料の1200円は既に支払済みとなるという計算がされ、1200円が無駄にならないということになっている。

ウ 家事調停事件の担当者

家事調停事件の担当者は、裁判官と2人の家事調停委員で構成する調停委員会である。家事調停委員は、民間の方から選ばれる。民間の方の専門知識やいろいろな経験等を生かしていただくということである。また、平成16年1月から弁護士で裁判官と同様の仕事をする、いわばパートタイム裁判官ともいうべき家事調停官という制度が導入された。東京家庭裁判所では現在7名の弁護士が週1回裁判官の役割を担っている。

そのほかに、家庭裁判所調査官という担当者がいて、社会学、心理学等の専門知識を生かし、精神的に不安定な当事者の調整を図ったり、子供の調査を行うなど重要な役割を担っている。さらに、東京家庭裁判所には医師が技官として配置されており、精神的に不安定な当事者がいた場合に、調停を進めることができるか否か等の診断をしている。また、手続の進行の管理等を担当する裁判所書記官がいる。

(3) DVD視聴①

(説明者)

ア 東京家庭裁判所では、5月に憲法週間記念行事として、2つの事案を当庁の職員が演じて模擬調停を実施した。

本来の家事調停であれば、1か月に1回程度期日を開き、数期日重ねることが多いが、模擬調停では時間的制約があることから、その一部を切り取ったものを演じた。本日上映するのは、その模擬調停を更に編集したダイジェスト版である。

模擬調停では、2つの事案を演じたが、最初に熟年夫婦の離婚調停の第1回期日の冒頭部分を御覧いただく。事案の内容は、申立人である妻が離婚を求めたが、相手方である夫は離婚を申し立てられたことに非常に驚いて戸惑っているというものである（DVDを視聴した。）。

イ このように家事調停は、申立人と相手方がそれぞれどのようなことを言いたいのかを聞くことから始まる。この事案では、この後、申立人と相手方がそれぞれ調停室に入り、調停委員から「離婚は大事なことからもう一度よく考えるように。」という助言があつて、次回期日が指定された。その後3回ほど期日を経て、最終的には離婚に合意し、条件面の調整が行われた。条件の中には、最近導入された年金分割についても入っている。次に御覧いただくのは、その調停条項の内容を確認していくところからである（DVDを視聴した。）。

ウ この後、裁判官が合意内容を確認しながら調停条項の形にしていき、最終的に調停が成立した。そして、書記官から戸籍の届出や年金分割の手続について説明がなされている。

この事案は、家事調停の一例に過ぎないため、常にこのような形では合意できず、円満解決とはならないケースもあるが、家事調停のイメージを掴んでいただくことはできたのではないか。

(学識経験者等委員)

基本的な質問だが、DVDでは登場人物が調停委員と申立人と相手方であった

が、それ以外の家族などが申立人の意を代理してきちんと理路整然と喋ってくれる人として立ち会うことができるのか。

(裁判所委員)

基本的には弁護士しか代理はできないが、体の弱い人やうまく喋ることができない場合には、調停委員会として、当事者以外の第三者が入っていいのかを判断して、臨機応変に対応している。ただ、全く関係のない隣人を連れてきたとか、ただ弁の立つ人を連れてきたということになると、本来の趣旨ではないので、代理人や補佐人としては難しいであろう。しかし、どの範囲にするのかというのは悩ましいところではある。必要に応じて家族が補佐人として一緒に入るといふこともあり得る。

(学識経験者等委員)

暴力などの事実関係については、家庭裁判所調査官が調査してそれを調停で報告するのか。

(裁判所委員)

調停は、当事者の合意による紛争解決手段なので、DVがあったかどうかといった事実関係が争われるとなると、その確定は調停では難しく、裁判で争うことになる。

(4) 家事調停事件の概要等②

(裁判所委員)

ア 統計数値

(ア) 新受件数の推移等

東京家庭裁判所における平成10年以降の新受件数（申し立てられた件数）は、平成10年から12年にかけて高原状態になっており、それから13年、14年とまたもう1つの高原状態がある。その後、15年から19年にかけて、1万3000件から1万3500件の高原状態というように推移している。このことから、次の高原状態は1万4000件から1万

4500件のところに達するものと推測される。ただ、その原因については、団塊の世代の存在などいろいろと説明はできるかもしれないが、よく分からないというほかない。

東京家庭裁判所と全国の事件数を比較すると、全国の事件のうちおよそ10パーセントを東京家庭裁判所で担当している。調停が成立しないと裁判になるが、現在東京家庭裁判所で担当している人事訴訟事件の裁判の件数も全国の約10パーセントを占めている。

(イ) 紛争内容の内訳

平成19年度の紛争内容の内訳については、夫婦関係調整が43.5パーセントと最も多く占めているが、大半が離婚を求めるものである。その次に多いのは、子どもの監護で、大半は養育費の支払を求めるものである。また、遺産分割は、特に権利関係が複雑であり、当事者の権利意識が非常に高まっており、今後、高齢化社会になっていけば更に増加するものと予想される。その他、婚姻費用の分担は、生活費を支払ってくれない場合に、夫あるいは妻に対し生活費の支払を求める事件である。

なお、養育費、婚姻費用についての簡易算定表というものを作っている。養育費や生活費は、早く支払ってもらえないと意味がないから、簡易算定表に基づいてなるべく早く調停や審判等を行うという工夫をしているわけである。

(ウ) 終局事由の内訳

終局事由とは、調停がどのように終わったのかということであるが、平成19年度の内訳では成立が47.8パーセントとなっている。その次に不成立と取下げが多くなっているが、要するに昨年は申し立てられた調停事件のうち47.8パーセントが成立したが、その他は成立しなかったということである。

ただ、東京家庭裁判所では、調停をより充実させるための取り組みをし

ており、今年になってからは1月から5月までの暫定的な数字であるが、成立率が51.5パーセントとなっている。

イ 工夫例等

東京家庭裁判所では、調停を充実させようということで、昨年からいろいろな委員会を立ち上げて検討しているところである。先ほど申し上げたとおり、調停委員会は裁判官と2名の家事調停委員とで行っており、裁判官はすべての調停事件に立ち会うことができないので、どうしても調停委員にそれぞれの調停の進行を任せざるを得ないことから、良い調停をするためには良い調停委員になってもらわなければいけない。そのためには、任命の段階で良い人材を選ぶということが必要であるが、現在在籍している調停委員にレベルアップしてもらう必要もある。

そこで、当庁では、新任の調停委員と2年目、3年目、5年目の調停委員に対してそれぞれ研修を実施している。その他に任命年度の異なる調停委員と家事実務研究会という研究会を行うなどしている。また、調停協会や調停委員が自主的に行う研修が年間40本くらい行われており、裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官が講師等として協力している。今年度からは裁判所が行っていた研修と調停協会や調停委員が自主的に行っている研修と相互にタイアップして、より効果的な研修が実施できるような取組を始めている。

私も調停委員の自主勉強会の講師をやっており、今年で5年目になるが、これは年間10回、午後6時から9時くらいまでの勉強会である。調停委員は非常に真面目で、向上心が高く、勉強したいという意欲が物凄く感じられる。裁判所側も裁判官らが協力しているところである。確かに、勉強会を行うことは、講義する側も受講する側も大変であるが、調停委員と裁判所が同じような認識、知識を持って調停に臨むことが重要と考えて頑張っている。私のキャッチフレーズは、「東京家裁の家事部は燃えている」であり、皆で一丸となって充実した調停をやっていこうと考えている。

(弁護士委員)

今、調停の充実に燃えているということだが、具体的に市民や利用者からの声が出てきたからというような調停を充実させなければいけないきっかけがあったのか。

(裁判所委員)

まず、調停成立率を更に向上させようという動きが出てきたことが上げられる。近年ADRに関する法律が施行されたが、調停もADRの一つであり、我々としてはADRの先駆者であると自負している以上、他のADR機関に負けてはられないということである。また、平成16年の4月から人事訴訟事件を家庭裁判所で担当するようになったが、その終局事由を見ると、判決と和解がほぼ同数である。和解も調停と同じように話し合いによって解決するという制度であるが、調停ができなくて裁判になったにもかかわらず、結局、相当数の事件が和解で解決できるのであれば、もう少し調停を頑張るべきではないかと考えるようになったということもある。

(少年関係委員)

成立率が高くなっているというのは好ましいとは思いますが、利用者からアンケートを取るなどして利用者の納得の具合について集約して分析をするようなフォローはしているのか。

(裁判所委員)

アンケートまでは実施していないが、やみくもに成立させたとしても利用者にとって納得のいくものでなければ意味がない。なお、離婚については合意できるが、親権者については納得できないという場合には、裁判において、調停で合意ができなかった親権者の指定を争点とし、速やかに親権者についての家庭裁判所調査官の調査を行って早期に判決をするということもしている。このように不成立になる場合も、調停を行ったことを意味あるものとするように取り組んでいる。

(家事関係委員)

私は、平成2年に家事調停委員に任命されたが、振り返ると最初は先輩調停委員と組んでいろいろ教えてもらい、多くのことを学ばせてもらった。これまでの間に社会や人間の変化もあって随分当事者も変わり、非常に厳しい目を持って調停に臨んできており、こちらもただ調停委員として向かい合うだけではなくて、もっと人間的にというか、当事者の心や生活面とを受け止めて向かっていかなければいけないと感じている。DVを受けてシェルターにいた人が、調停に来たことによって二重三重のトラウマになってしまったという話を聞いたり、一時社会で調停委員に対する批判が出たときに、もう一度原点に帰って今の家事調停の中で、調停委員がどのように当事者に向き合ったらいいかということを改めて考えた。その結果、家庭裁判所の研修を受動的に受けるのではなく、当事者のためになるよう家事調停を心から理解したいという意識が強くなってきた。若い期の委員たちも熱心に研修を受けており、高い意識を持っているので、これからもっと充実した家事調停になっていけば良いと感じている。また、裁判官たちが仕事の後で疲れていながら私たちの研修に協力してくれることを踏まえ、一生懸命やらなければいけないと思っている。

(少年関係委員)

家事調停の充実の話と関係するが、東京家庭裁判所では家事調停委員を任命するに当たって書類選考と面接を行っているということのようだが、その際のポイントというのはどんなことか。

また、新任の調停委員を対象とした研修では、具体的にどのような内容の研修を行っているのか。調停委員のDVに関する知識が十分ではないという声を聞いたことがあったので、研修に当たって考慮してほしい。

(裁判所委員)

家事調停委員の採用については、一般的に言えば、人格識見の高い人で、調停委員としてふさわしい人かどうか総合的に見ているが、例えば、十分に人の話を聞ける能力があるかどうか、調停そのものについての最低限の知識があるかどうか

かなどを確認している。そのほか、調停委員として仕事に誠実に向き合ってもらわなければならないので、中途半端な気持ちや単に名譽的な理由で応募される方については不採用としている。何よりも家事の紛争を扱う崇高な職務になるので、選考については慎重に、厳しく対処している。

(弁護士委員)

従前は、推薦の方式で調停委員を採用していたが、最近は公募しているという話を聞いたことがある。採用の方法も変わってきたのかどうかを伺いたい。

(裁判所委員)

採用については、現在、公募という形を採っている。

(5) 家事調停委員の経験談等

(説明者)

私は平成15年の4月に任命され、今年で6年目に入ったので、一通りいろいろな種類の事件は担当させていただいた。これまでは長年民間の企業に勤めていたが、その実務の中で民事訴訟事件に会社側の責任者として携わる経験を持ち、訴訟に関係する人たちとのやりとりの中で、論理的な物事の捉え方や仕事の進め方に大変刺激を受けた。それで、前職では人事や労務、教育等の人に関する仕事に長く携わってきたことから、会社の仕事が終わったら人に関わるボランティアのような仕事をしたいと漠然と考えていた。そこへ、会社の親しくしていた先輩で、地方の家庭裁判所で調停委員をしているという人と話す機会があり、その人は非常にやり甲斐を持って活動しているという話を聞いて興味を覚えたため、家事調停委員の選考に応募し、採用していただいた。

調停委員に任命されてからは、元々法律的な部門の出身ではなかったので、勉強しなければいけないことが多々あるため、できる限り勉強会に参加している。私は、良い調停をしたい、当事者に喜んでもらえる調停をしたいと思っており、調停の場面で法律をかざすということはほとんどないが、きちんと法的な手続を守った上で調停を適正に進めていきたいと考えているので、勉強会の存在は非常

にありがたいところである。そして、今は調停委員になって良かったと感じ、やり甲斐のある仕事をさせていただいていることに感謝を申し上げたい。

ここで、私が調停委員として感じたことを3点ほどお話したい。

まず、1点目は、当事者に関してである。近年、非常に社会の構造が変わってきており、家庭や家族のあり方も、かなり変わってきていると感じている。家庭にあっても、なかなかお互いがうまくコミュニケーションが取れておらず、本来であれば少し話せば分かるようなことが、非常に大きな問題になっているような場合も散見される。そういう人たちが調停にやって来ると、互いに感情的になって対立が激しいためになかなか話し合いのスタートラインに立つことができない。つまり、互いの悪口や過去の嫌なことばかりを言い合って、離婚や親権等の問題に到達するまでに非常に時間がかかるという現象がある。

しかし、私たちは、良い調停をするためには、相手がどんな立場にあるのか、どういうことを言いたいのかをきちんと聞いて、それを理解した上で臨んでいくべきであり、一番心掛けているのは、研修の場でも言われていることだが、まず、当事者の言い分をよく聞くことから始めるということであり、同じことを繰り返して言う人もいたり、怒り出す人もいるが、そこは根気よく聞いて、相手の置かれた立場を理解するところから始めるべきであると考えている。実際にきちんと聞くと、当事者間で日頃話ができているということがよく分かり、怒っていた人の様子もがらっと変わって、話し合いに乗ってくれたり、意外と協力的になったりすることがあるので、やはりよく聞くということは、教科書のお題目ではなく、本当に実践していかなければいけないことだと思う。また、それは私たち調停委員の説得や対人コミュニケーションの能力が問われるところで、とにかく高みからものを言わずに、当事者の目線になって自分が当事者だったらどのようにしてほしいのかと考えて、質問をしたりテーマを与えたりするように心掛けている。

2点目は、調停の進め方に関しての当事者の反応である。最近では当事者が迅速

な法的解決を望むようになってきていると感じている。当事者がサラリーマンの場合は、なかなか忙しくて調停に出て来られないということがある。また、代理人が付いている事件で、調停が難航しているときに、訴訟で争うから不成立にしてほしいと言ってくる代理人も結構いて、当事者が代理人に引きずられて調停の成立を諦めがちになってしまう場面もあり、私どもとしては、折角調停に来てもらった以上は、当事者に話し合いの流れの中に入れてもらいたいと思っているので、そういう時には残念だと感じている。

注意しなければいけないと思うのは、丁寧な調停をするということが、期日を多く重ねたり時間をかければよいということとはイコールではないということである。それぞれ案件の性質が違うので、当事者から何を求められているのか、どこまで話し合い、関与すればよいのか、どのような形で調停を収めることができるかといったことは、ある程度は考えながら進めていく必要があると思う。そして、進め方について迷ったときは、私は早い段階で裁判官と評議を行い、どのように進行すべきかを話し合うことにしている。

3点目は、子供の監護に関する処分が最近非常に増えているということである。離婚調停に付随して出てくる問題として、離婚については合意しているのに、双方が子供の親権を主張して譲らないため、なかなか調停が成立できないということがある。

実際の調停の場では、「子供の福祉を考えたら、子供にそんなことを聞いてはいけない。大人同士できちんと話をしましょう。」と言っているが、なかなか理解をしてもらえない。そこで、家庭裁判所調査官に子供について調査してもらう例も多い。

私は、調停を担当するからには成立させたいと思って努力をしているが、いろいろな条件や状況のために結果的に成立までには至らなかったという事案もある。自分としては、たとえ不成立であっても、当事者が納得して結果を受け入れたかどうかの方が大切であり、変な言い方だが、調停を申し立てて良かったなという感想

を後で持ってもらえれば、良い調停をしたことになるのではないかと思いつながら、日夜、勉強会に出たり、一生懸命頑張っているところである。

(弁護士委員)

私も家事調停委員をやっている一方で、片や弁護士をしているが、先ほど話に出た調停制度や調停委員に対する不満を聞く機会が多いので、調停委員の立場ではなく弁護士として聞いていることをお話ししたい。

私は、弁護士会の中でも家事相談の相談員をしているが、調停の制度に対する当事者のクレームのうち、多いパターンが二つあって、一つは調停のときに調停委員にいろいろ話をして調停案というものを出してもらいたいと言っているのに、全く出してくれないというものである。これは制度に関する認識の誤りだと思うのだが、裁判所からこれがいいと判断して案を出してくれるものだと思っている当事者が意外に多い。この点、私は調停委員として活動する際に、調停は話し合いであると最初に当事者に言うのだが、話し合いといっても裁判所は最終的には良いことを言ってくれるに違いないと思っている当事者が非常に多い。ということは、逆に言えば、裁判所の側から調停とはどういう制度かということを経験のように言わないと、裁判所の判断を仰いでくる当事者が多いということにもなるので、その辺は何かアピールしていかないといけないのではないかと思う。

もう一つは、調停に対する誤解でもあるのだが、調停というのは印鑑を付いて初めて成立するものだと思っていて、裁判官が調停条項を読み上げても、それで調停が終わったと思っていない当事者が非常に多いことである。そして、後になって、不満があるので調停を引っ繰り返すということとはできないのかという相談が多くあるので、経験のある調停委員は慣れていると思うが、調停成立の際にはよく当事者に説明しないと勘違いがあるということである。また、中間調書の効力についての説明も、やはり当事者によく説明する必要があると思う。

それから、調停委員に対する不満については、全国の話を知っていると、地方では調停委員個人の資質に関して、相手の方の話をも長く聞いていたとか、相手の

言うことばかり鵜呑みにしているというものが多いが、東京家庭裁判所においては調停委員のレベルが高いからだと思うが、そのようなクレームはあまり聞いていない。

(学識経験者等委員)

当事者に対する説明については、調停委員として反省するところも多い。当事者から調停案を出してほしいという声が多いということについては、案を出したはいけれども結果としてそれがどのように受け止められるかという問題にもつながり、意味のない案を出すわけにもいかないし、受け入れられるようなものではないといけない。それには、当事者に対して突っ込んで意見を聞き取ったり、調停委員会側で議論することも必要になると思う。

(家事関係委員)

私は、調停制度の説明については、調停の途中であっても質問や疑問があれば何でも聴いてほしいと促している。当事者と接していると、私たちに信頼してくれているということが分かることがあり、こちらの方が力付けられたりもする。反対に当事者となかなか通じ合えないときは自分の力の足りなさを感じることもあるが、何とかして調停を当事者のための良い場にしたいという気持ちで調停に携わっている。

(6) DVD視聴②

(説明者)

ア 裁判官は、調停委員会の主宰者であるが、大体12件ほどの事件を並行して同じ時間帯に担当している。そのため、裁判官室に待機していることや、場合によっては他の調停室にいることが多いが、その場合でも何か調停委員の側で話し合いをしたいという連絡が入れば、その部屋に行って調停事件の進行について打合せをしており、これを評議と呼んでいる。これからDVDで御覧いただくのは、先ほどとは別の事件であり、若い夫婦の離婚事件で、申立人と相手方が子の親権者になることをそれぞれ主張しているという親権

が争いになっている事案である。この争点について、今後どのように調停を進めていくべきであるのかということの評議しているシーンからDVDは始まっている。

近年の家事調停では少子化の影響からか、従前に増して親権をめぐる争いが激しくなっており、実際に監護していない方の親も、相手のこれまでの監護に問題があるのではないかとすることを強く主張して、激しく対立する事案が増えている。そのような事件を円滑に進めるために、家庭裁判所も様々な対応を採っているが、その一つとして家庭裁判所調査官の関与がある。憲法週間に行った模擬調停では、このような評議や家庭裁判所調査官の関与の様子をイメージしてもらえらるようなシーンを事案として取り上げた（DVDを視聴した。）。

イ この後、実際の模擬調停の事案では、妻を子供の親権者とする離婚の調停が成立するという内容になっている。

(7) 家事調停における家庭裁判所調査官の役割

(説明者)

まず、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官補試験に合格して採用される。試験は、各自の専攻により心理学、社会学、社会福祉学、教育学、法学などで受験できる。さらに、採用後2年間の研修で関連領域を含む仕事に必要な知識を身に付けている。家庭裁判所調査官任官後も、各種研修が継続的に行われており、人間関係諸科学の専門的な知識を学んでいる。家庭裁判所調査官は全国で約1500人前後おり、各家庭裁判所の本庁や支部で勤務している。

次に、家庭裁判所調査官の仕事については、東京家庭裁判所は家事部と少年部に分かれており、家事部に所属する家庭裁判所調査官は家事事件を扱っている。調停以外には、成年後見事件などの審判事件、人事訴訟事件、履行勧告などの調査のほか、家事手続案内の仕事もしており、すべての調停に家庭裁判所調査官が関与できるわけではない。調停に関与するには一定の基準があり、すべて裁判官

(家事審判官)の命令によって行われている。

家庭裁判所調査官の調停への関与については、調停期日に出席するものと、期日と期日の間に行う調査とがあり、いずれも、機動性、つまり状況に応じて臨機応変に動くということと、人間関係諸科学の専門性を発揮するということが求められている。具体的には、当事者が病気や高齢などで調停に出頭することができない場合に、家庭裁判所調査官が出張調査をして当事者から事情を聴取し、その結果を調停委員会に報告するということもあるし、当事者が調停に出頭してこないという場合に、家庭裁判所調査官が直接当事者に連絡をする出頭勧告というものもある。また、当事者の家庭や環境などについて調整を行う必要がある場合は、福祉事務所や医療機関、児童相談所などの関係機関と連絡調整を行うこともある。つまり、出張調査などで裁判所以外の場でも活動できるということや、調停期日にとらわれず臨機応変に調査をできるということ、それから各関係機関と連携することができるということが特徴である。また、当事者の精神状態や性格、行動傾向などに著しい問題があると思われる場合には、人間関係諸科学に関する専門知識を生かして、当事者の問題を把握し、必要に応じて医務室技官の助言指導を得るなどしてその結果を調停委員会に報告している。当事者が情緒的に混乱している場合には、カウンセリングの手法を用いて理性的な状態で調停に臨めるように援助することもある。特に東京家庭裁判所にはカウンセリング調査官室があり、期日間にカウンセリングを用いて当事者と関わっている。それから、上映したDVDのように、子供の監護や親権をめぐる主張が対立している場合、家庭裁判所調査官が実際に子供に会って、専門的な知見から観察調査を行って、調停委員会に報告することもある。

家庭裁判所調査官や医務室技官が調停に関与するタイミングについては、大きく分けて二つあり、一つ目は初回から調停期日に出席する場合で、当事者にうつぶの症状があったり統合失調症だということが申立書の段階で分かっているならば、最初から医務室技官に調停期日に出席してもらっている。そこまでは行かなくても、

家庭裁判所調査官が最初の期日に出席して医務室技官が関与する必要があるかどうかを見極める場合もある。二つ目は、実際に調停が始まったが、やはり当事者への援助が必要であるとか、子供の問題が出てきたという場合には、進行中期日出席とあって、2回目、3回目の期日から出席するという場合もある。それから、やはり調査の必要がありそうだという場合には、DVDのように調停委員会で評議の結果、家庭裁判所調査官が呼ばれて、どのような調査ができるか意見具申をした上で関与するということもある。

現在問題になっている子供が絡む事件の調査については、家庭裁判所調査官は調停だけではなく、審判や人事訴訟事件の調査にも関与している。そのような調査ではより診断的な要素が強くなり、調整というよりは、今あるもので観察して判断して、どちらが監護者として適当であるかということ報告するが、調停段階では当事者の自主的な解決を第一とするので、調整的な関わりがとても重要である。そもそも、父親と母親の愛情には優劣は付けられないので、将来の子供の成長には双方の継続的な関与が必要である。そこで、まずは当事者が親として理性的な判断ができるように助言や援助をすることから始めている。離婚という紛争下にある子供は、両親の紛争の影響を強く受け、情緒的に不安定になり、自尊心が低下してしまうこともあると一般的に言われている。そのため、調停に来た親に対しては忠誠葛藤とあって、子供が父親のことも母親のことも好きなのだが、一緒に住んでいる母親の機嫌を損ねたくないということから、父親に会いたいと言えないということがあって、そういう子供の心情について説明している。親によっては「うちの子はそういうふうには思っていない。」と言う人もいるので子供の調査のタイミングには迷うところだが、まず親同士が親の責任として子供の福祉に配慮して話し合うことが重要だということ親に話している。調査ということになると、親からは子供との係わりについて誕生まで遡って話を聞いたり、現在の子供の生活状況について確認している。その上で、保育園や学校の調査を行い、学校ではどのように過ごしているのか、それから、現在子供の面倒を見て

いる方の親が適切に学校や保育園との関係を取れているのかということを知り、調停委員会に報告している。最終的には、親同士で子供にとってはそれぞれの親がかげがえがない存在であるという認識を持ってもらえれば、親権のみならず、面接交渉や養育費などについての話し合いも円滑に進めることができるようになるのだが、そのような状態になるまでにはかなりの時間も手間を要する。私は昨年度まで科学調査官室で困難な事件の調停を担当して、今年度からは人事訴訟部に移り、最終的に訴訟で決めるという段階の調査をしているが、もう少し調停段階でこういうふうになれば、子供に負担をかけずに父親と母親とで解決できたのではないかと感じることもある。調停の段階で粘り強くやるべきと感じている。

(家事関係委員)

家庭裁判所調査官の説明に関連して、現在全国に婦人相談所が47か所あるが、東京都では非常勤による特別相談員という全国でもまれな制度を有している。これは、東京家庭裁判所の家庭裁判所調査官OBが特別相談員として夫婦関係の調整、離婚、親権、養育費などの相談に乗るといったものである。厚生労働省もユニークな制度ということで視察に来ており、今後もこの制度を発展させていきたいと考えている。

(8) 次回テーマ

次回のテーマとして「関係機関との連携」が提案され、了承された。

(9) 次回期日等について

次回は、平成20年11月5日(水)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催されることとされた。